

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言への対応について

当社では、4月7日に新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを受け、5月6日までの間、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、お客様と社員の生命及び生活の安全を守る観点から、以下の通り対応致します。

- | 神戸本社・大阪本店の間接部門は原則在宅勤務を実施
- | 営業部については原則通常勤務

全社を挙げて、現場の3密（密接、密集、密閉）を避けるなど、感染拡大防止に努めて参ります。

お客様にはご迷惑、ご不便をお掛け致しますが、ご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

以 上

松本鋼機株式会社
管理部